

2023年9月

お客様各位

沼津信用金庫

インボイス制度における当金庫の対応について

平素より沼津信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されるにあたり、当金庫は適格請求書発行事業者として、インボイス制度への対応を下記のとおりとさせていただきます。

インボイス制度の詳細については、[国税庁 Web サイト](#)でご確認いただくか、顧問税理士等にご相談ください。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

沼津信用金庫 T9080105000251

2. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

(1) 当金庫にお口座をお持ちのお客様

営業店窓口等および口座振替でお支払いいただいた手数料については、お客様ごとにインボイスを月次（毎月1日から月末日）で作成し、発行基準月の翌々月に専用の Web サービスにてお渡しいたします。

発行を希望される場合は、営業店窓口あるいは営業担当者までお申し出ください。

(2) 当金庫にお口座をお持ちでないお客様

営業店窓口等でお支払いいただいた手数料については、インボイス要件を満たした領収書・受取書を発行いたします。

3. ATM・両替機でのお取引について

3万円未満の ATM・両替機の手数料は、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当するため、インボイスの交付義務が免除されております。お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

4. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降に、当金庫がお客様に対して消費税を含む代金（対価）をお支払いする際は、お客様が適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、当金庫へインボイスの提出をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、営業店窓口までお問い合わせください。

以上